

## 社会教育からみた青少年活動

井 上 庄 平

### ① 社会教育における社会教育行政

一般に、教育は個人または集団の内面的な開発を、主軸に展開されるという基本的な性格をもっているのに対し、行政は、法や条例・規則を軸にして、政策を実現するという性格をもつて営まれる。ともに、「市民の幸福・福祉のために」という目標を掲げた社会機能であるが、その性格の流れる方向には本来的な相違がある。ここに教育行政自身が内蔵する矛盾と悩みがある。行政を担当する者が、この矛盾と悩みを意識しなくなったとき、それは教育が忘れ去られた時である。

教育行政を教育のための行政と割り切ってみても、この悩みは一向に解消しない。教育は不当な支配に服することなく、市民全体に対して直接に責任をもって行なわれるべきものであるという自覚のもとに、教育行政は、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行なわれなければならないという教育基本法の条文を、そのままのみこんでみても、その物的条件についてはともかく、その精神的、内容的、指導的諸条件に至っては、不明確なものが多い。また、教育行政の機能をL・ガリックがいうようにPOSDCORB(Planning, Organizing Staffing, Directing, Coordinating, Control, Reporting, Budgeting)というように理解し、かりに教育行政はいわゆる機能行政であるという極端な考え方をしてみても、教育のための行政に内在する矛盾は一向に解決されない。

それにしても、いわゆる学校教育においては、その歴史も長いし、組織的にもかなり確立しているうえに、対象も教育目標や内容も相当はっきりしているのだから、教育行政に内在する問題点は、具体的に次第に明らかにされつつあるし、また徐々にではあるが解決が試みられている。しかし、社会教育においては、学校教育以外の場における教育という漠然とした規定があるだけで、場が広くてあいまいなものがあるし、対象もまたきわめて不分明である。たとえば社会教育関係団体というが、その「関係」ということの内容は、一体どういうことなのであろうか。それぞれの団体にはそれぞれの組織目的があり、活動の様態もさまざまである。教育的要素や質もまたさまざまである。団体の組織化や組織内容まで関係があるのか、それとも運営の面まで含まれるのか、あるいは教育的要素・方向・事象などに対して「関係」ということが考えられればよいのか。

さらに「関係」ということがいわれていない未組織の市民の教育活動について、教育行政はどのような位置にあつたらよいのか。第二の教室といわれる家庭での教育が、社会教

育の領域であることには問題はなからうが、教育行政はどのようなはたらきをもち、どう関係すればよいのか。ということになると、いかにも不明確でめる。第三の教室といわれるマスコミュニケーションについても、もっと複雑な条件と問題が介在する。意識的目的活動としての社会教育から、無自覚無意識の社会教育にいたるまで、領域、場面、内容、人、関係、質などさまざまな要素が入りまじって、社会教育は未整理の段階にあるものが多い。極言すれば、一定の方向をもちながらも、各人各様の理解をもって社会教育を概念化している。

そのような社会教育に対して、社会教育行政はどう営まれるべきか。

地方教育行政の組織運営に関する法律や社会教育法をはじめ、社会教育行政にかかわる法律・条例・規則・規程等が、いろいろ判定されているので、それらと社会教育との関係・関連を、まず論究しなければなるまい。それらが明らかにされた上で、はじめて社会教育行政の改善が企図されることになるであろう。しかし、この基本的な問題は相当な難問であるので説明は他日にゆずることとする。ここでは、「社会教育」ということと「社会教育行政」ということとは、区別して使われなければならないことを指摘するにとどめたい。

社会教育を推進充実するために社会教育行政があるという概念から、すべての社会教育の指導・育成・条件整備が、社会教育行政の領域であり機能であるという考え方は修正されなければならないと思う。教育と行政の本来の性格の相違を考えると、社会教育と社会教育行政とは、共通の領域や事象の中で視点とはたらきを異にする概念であることが、容易に理解されるであろう。抽象的にいえば、個人的にも集団的にも、よりよい社会が作られていくように社会という場で営まれる教育作用を、社会教育ということになるであろう。

社会教育行政は、それらの社会教育作用を、行政という視点とわくの中で、開拓し、援助し、推進し、指導し、育成していくということになるであろう。あくまでも教育という本来の性格をゆがめないように、社会教育行政が、一般行政がもつ力の要素を極端にまで警戒しなければならない理由も、このへんに根源があると思われる。

さて、与えられた主題にいう「社会教育からみた……」の社会教育は、以上の区別による社会教育か社会教育行政か、編集者の意図は明らかでないので、以下主として社会教育行政からみて、当面する青少年教育の問題点と、本市における実際の青少年活動を列記して、大方のご批判とご指導を得たいと思う。

## ② 本市における青少年教育の問題点

ここでは、青少年とは青年および少年の男女をさすものとする。すなわち、幼年期と成年期にはさまれた発達段階にある10才頃から25才頃までの階層を考えることとする。

問題の第1は、市民の年齢構成がもたらす、教育及び教育行政上の諸問題である。

まず青少年人口の中ぶくれ状態に注目したい。すなわち、全人口の30.7%がいわゆる青少年である。この増加の原因は、戦後のベビーブームがもたらした自然増と、商工業の発展による社会増が、その主なものであると考えられる。これら50万人に近い青少年という名の市民の約半数は、児童・生徒・学生として、国公立の学校に在学している。

横浜市年齢階層別人口数

年度 年齢	30年		38年(推定)	
	千人	%	千人	%
総数	1,144	100	1,541	100
0~4	106	9.3	125	8.1
5~9	132	11.5	122	7.9
10~14	112	9.8	138	8.9
15~19	107	9.3	164	10.7
20~24	123	10.8	171	11.1
25~29	118	10.3	163	10.6
30~34	91	7.9	150	9.7
35~	355	30.1	508	33.0

そして本市行政のうえでは、最近ようやく世間並に近い努力が、学校教育面に注がれようとしている。財政的配慮が努力の一つの指標であるとするれば、戦後20年近い劣勢を取りもどすには、なおこの程度の努力が十数年は必要であろう。教育は理想を追う仕事であるので、最低必要をみたす施設といっても、満足度はいろいろで、まして教育内容にかかわる条件整備までは、ほとんど財政的配慮がなされていないのが現状である。ともかく学校教育を受ける25万余の青少年市民には、親も市も国もともに相当の努力をはらっている。

しかし、青少年の約半数に近いいわゆる勤労青少年に対して、国や市はその教育にどれほどの配慮と努力をしてきたのであろうか。15才までは義務教育であるから全部が児童生徒であり、本市の場合、高等学校進学率は約73%である。従って、16才から18才までの27%が勤労青少年であるというわけにはいかない。試みに本年成人に達した20才の青年の推計値は、中学卒約17%、高校卒約55%、大学卒(短大を含む)約28%で、出生地別にみると市内54%、市外46%となっている。25万青少年市民といっても、内容は実に複雑であって、教育対象としては一様ではないけれども、とくに年少勤労青年だけでも、暖かい手がさしのべられなければならないのではなからうか。予算面、施設面、行政陣容のすべての施策の面からいっても、係の超人的努力にもかかわらず貧弱である。昭和39年度青少年教育予算は、特別対策費を除いては、むしろ減少している。かれらのいさぐさ教育的不满と悩みはいつの時代でもうちにこもってしまっていて、政治的な力や経済的支配力となってあらわれることはないであろう。しかし、教育は経済力や政治力のいかににかかわらず、全体の市民に直接責任を負って営まなければならない。25万の青少年にも他の階層と同様に、教育行政的配慮がなされなければならない。さらに教育施設も、目ぼしいものはほとんどない。生みっぱなしで使いにくいわづかな青少年の家と会館、全市中わずかに一つの憩いの家、それだけである。多数の集団で学習を行なうための施設も皆無であり、また青少年文化施設も皆無に近い。

行政陣容もまた同様で、指導面を担当する社会教育主事について、十年前から、最低1区1名を要求してきたが、相変らず増員は認められず、現員3名で、しかもその身分や格付さえもきめられていない。昭和30年前後に35名であった社会教育課は現在28名で、市全体からみて貧弱であっても、事務事業は当時に倍加している。たとえば、人口32万の新潟市では職員53人で、うち社会教育主事が11人でなお拡大が考えられている。本市をのぞく五大市ともに、社会教育部を設けて機構を拡充するか、単に青少年教育課を設けて行政陣容を拡大している。県のように補助金行政を主とする単純なところでさえ、青少年の二つの課を設置して拡充をはかっている。尤も県のこの機構は、まともに教育行政を行なう部課ではないようであるが。ここでの主な問題を要約すれば、青少年教育施設の問題、青少年文化施設の問題、青少年団体育成指導の問題、末組織青少年の教育文化活動助成の問題、行政機構組織拡充の問題、従って青少年教育予算拡大の問題等となるであろう。

本市における第2の問題は、勤労青少年教育である。すでにのべたように、満20才における流入人口はその46%であって、大部分は中卒者か高卒者である。それらのうち、企業内教育施設や文化施設をもちえない、いわゆる中小企業に従事する青少年数は、本市出身者を含めて同一年令の者推計5,000名を下らないと思われる。16才から25才までで約5万名となる。これらの恵まれない勤労青少年に暖かい行政の手がさしのべられなければならない。すでに他の都市、地域においては勤労青少年教室の拡充がはかれるほか、勤労青年学校、または類似の施設が開設されているところさえあると聞いている。また勤労青年の余暇利用のための施設も、雇用難の現象と相まって、飛躍的に拡充されつつあるところもあると聞いている。この際労働条件や雇傭主の態度や理解も問題になるが、ともかく焦眉の問題として、基本的な構想を打ち立て、早急に行政的配慮が払われなければならない。

第3の問題として、青少年非行の問題がある。本市の非行少年の実態は、教育研究所の過去5年間にわたる継続調査研究によって、明らかであるし、また県警察の年々の白書によっても、その傾向は捉えうる。反社会的な行動に対して、これは行政的には、警察と民生の問題であると割り切ってはならない。とくに、青少年の健全育成、非行化傾向の診断、早期発見、早期治療の問題は教育の面から処理されねばならない。従来、健全育成に名を借りて、実際には健全育成どころか、行政担当者の自己満足にすぎないような施策がなん何と多かつたことか。施策はおとなのおもちゃや自己満足であってはならない。本当に青少年自身が健全な方向に動いていくような、青少年に直結する手が有効に打たれなければならない。そのためには、教育面のみならず、都市計画行政の上でも、経済行政の上でも、とくに財政面や経理面でも、区役所機構の上でも強力な手が打たれる必要がある。そういう困難な方向をさけて、ただ実効のあがらないのを非難してみてもはじまらない。

第4の問題としては、青少年の学校教育以外の機会の、乏しいことをあげないわけにはいかない。たとえば、毎年2回ずつ行なっている成人学校（20—25才の者がほとんどである）の希望者が、定員の2倍半にも及ぶことを考えると思い半ばにすぎる。しかも、これは広い市の中でわずかに1会場である。学校に在学しない青少年の大部分は、研修の機会と場にうえていたら過言であろうか。160万の大都市に、組織的青少年教育を行なうための場が、一つもないということは淋しい限りである。後期中等教育を、制度的に再編成しなければならないという問題も、青少年自身の必要と関連して考えられなければならない重要な問題である。企業内教育とそれに見合う教育、社会通信教育、フランスにおけるプロモーション・ソシアル等も、同時に考慮されなければならないことはいうまでもない。そしてこれらが、定時制高校と青年学級と社会通信教育という単純な方式では、とくに大都市ではどうにもなくなっている段階であることを、十分認識してかかればならない。そして大都市における青少年の生活と時間構造の特質を、十分吟味した上で、適切な施策が考えられなければならない。

以上、これらの諸問題をふまえながら、以下本市の現在の青少年活動を項目別に一べつしてみよう。

## ④ 青少年活動の実際

### (1) 勤労青年教室

勤労青少年の学習活動機関として、成人学校および各区の地区成人学級等を設置してきたが、周辺地区や会場から遠いところでは、それでも参加がむずかしいので、学習意欲の盛んな地区に、有志自ら計画し、自ら運営する学習形態が考案された。これが発足当初の青年講座、現在の青年教室である。昭和29年に10講座で発足した青年教室は、次第に発展して、現在では中央教室1、地方教室40（うち企業内青年教室2）となっている。

中央教室の内容は、現代青年の生き方、若い女性と生活、英会話、経営と簿記、自動車の知識、謄写版技術、服飾と手芸、ペン習字等があり、いずれも30時間を単位としている。教養を深め、家庭生活や職業生活に役立てるために、相当の効果をあげているが、会場設営管理の問題、参加者から運営費を徴収しなければならない予算上の問題、職員の労務上の問題、小企業にはたらく勤労青少年を雇傭者が出そうとしない問題等、難問が多い。

地方教室の内容は、専門的職業的なものとして水産、農業、商業などの知識、教養向上のためのものとして青年心理、青年と学習、時事解説など、趣味的なものとして各種趣味の知識、各競技遊戯等の理論と実践などである。希望地区も多いことであり、世話をしてくれる人もあるので、企業内教室を含めてさらに拡大される必要がある。

### (2) 青少年団体活動

(ア) 既存の団体の発展をはかったり、また新しい団体の結成を促進して、青少年の団

体活動への参加を盛んにするためには、熱意と理解ある指導者を得ることが必要である。そのために、現在行なっている主な指導者講習会を挙げると、次のようである。

青年団指導者講習会	(中央会場 2回)	参加者数	150名
女子青年幹部講習会	(中央会場 2回)	〃	100名
五大市青年団幹部研修会	(中央会場 1回)	〃	50名
地区青少年指導者研修会	(年間 150 会場)	〃	8,000名
子供会指導者講習会	(各区 1回 10回)	〃	1,500名
子供会月例勉強会	(各区毎月 1回)	〃	3,000名
児童文化研究会	(中央会場 1回)	〃	300名
キャンプリーダー講習会	( 〃 1回)	〃	120名
夏休み子供会反省会	( 〃 1回)	〃	600名
B S 指導者講習会	( 〃 6回)	〃	120名
カブスカウト講習会	( 〃 1回)	〃	30名
ジュニアリーダー講習会	( 〃 2回)	〃	100名
G S 指導者講習会	( 〃 2回)	〃	30名
S S 指導者講習会	( 〃 2回)	〃	30名

(イ) 青少年団体の組織

子供会		青年団		B S		G S		S S	
団数	人数	団数	人数	団数	人数	団数	人数	団数	人数
485	82,079	178	7,854	33	2,237	13	244	8	284

50余万の青少年のうち約1/3が青少年団体に加入している。将来、さらに加入者をふやすためにはどうしたらよいか。単に団員が増加するだけで、基礎的訓練、学習活動をやらないみせかけだけの団体が数多くできて意味がない。青少年団体を組織する場合、もっとも注意すべきことは、その目標をしっかりとつかむこと。指導者の掌握人員を、かならず手のとどく範囲に限定すること、経済的に団体活動ができる組織形態にすることなどである。

(ウ) 子供会の活動

子供会には大体3種類ある。町内子供会と学校子供会、それに有志の方々による子供会である。最近では町ぐるみの子供会がふえつつあるが、有志の方々の主宰する子供会は、指導者の時間や健康に支配され易く、学校子供会はPTA活動の一つとして多く行なわれるので、企画運営の主力が先生となり、長期休暇中の活動に限定され易い。町内子ども会は、小人数の子供を対象とした小集団が集まって町内子ども会となるので、どの家の子も参加することになる。なお最近では、中学生を主にした10団体ほどの少年会を結成し、活潑な活動を開始している。

(昭和38年度の主な行事)

緑陰子供会の作り方講習会	9会場	6月
子供会指導者講習会	各区毎月1回	
子供大会運営実施指導者研修会	婦人会館	3月
巡回緑陰子供会	矢向小ほか15会場	8月
子供の月子供大会	開港記念会館	5月
子供まつり	県青少年センター	3月
児童文化研究大会	婦人会館	5月
定例理事会	青少年ホール	月1回

(㉔) 青年団の活動

戦後、青年団が復活・新発足したのは、昭和22年頃で、横浜市連合青年団の名称の下に連合組織を復活したのは昭和26年である。青年団運動の目的は、青年が幸福な社会生活を営むための基本的な態度や生活のし方を、組織を通して継続的に学ぶ教育活動を行なうことにある。全市的活動としての行事は、下記のとおりであるが、最近ではフォーマルな青年団のほかに、はたちの集いと、勤労青年のサークルなどの活動が活発化している。

(昭和38年度の主な行事)

青年団運営研究協議会	東戸塚小	5月
青年キャンプリーダー講習会	三ツ沢青少年の家	7月
女子青年指導者研修会	県立社会教育会館ほか	9月3月
五大市青年団指導者研修会	国立中央青年の家	10月
青年団研修会	逗子青少年の家	6月
青年球技大会	蒔田公園ほか	8月
青年文化祭	西公会堂	3月
青年団体国内研修	北九州	10月
定例理事会	青少年ホール	月1回

(㉕) ボーイ・スカウト活動

ボーイ・スカウト横浜地区協議会は、神奈川県協議会の傘下であり、県コミッショナーより任命された地区コミッショナーをおき、指導、野営、進歩、財政、健康、安全、組織拡充等の部門毎に委員をおき、別にこれらの事務処理には事務長がおかれている。運営は、月例地区協議会と地区委員会によって行なわれており、各単位団は中央の行事とにらみあわせて、各自のプログラムを自主的に編成している。毎年団員を海外に派遣しているが、中には先方でみこまれて、留って勉学にいそしんでいる者もある。

(昭和38年度の主な行事)

B S 秋季技能訓練大会	日立株式会社講堂	4月
B S 指導者養成講習会	日産会館	9月
B S 年少隊指導者養成講習会	日立株式会社講堂	12月

新年ラリー	横浜公園	1月
地区委員会	地区事務所	月1回
五大市交歓大会	保土ヶ谷児童遊園地	8月

(カ) ガール・スカウト活動

戦前はBSの中に含まれていたが、戦後いくたの変遷をへて、昭和29年に神奈川県支部が結成された。昭和33年、篠原町にGS会館を建設して、ここに支部をおき、活発に活動している。BSと同様、再三海外にリーダーを送っており、さる37年には、日米友好の像を山下公園にたてたりしている。運営は、県支部の定例理事会によって計画がなされ、各専門部委員によって実施に移されている。

(昭和38年度の主な行事)

GSリーダー研修会	GS会館	4月
ブラウニー指導者講習会	GS会館	9月、12月
キャンプ講習会	戸隠キャンプ場	8月
理事会	GS会館	月1回
バザー	GS会館	10月

(キ) 海洋少年団

当初BSに含まれていたが、戦時中海洋少年団となった。戦後は海の友の会として再出発し、昭和26年に現在の海洋少年団が結成された。本部は中区第3管区保安本部においてあり、海運会社50余社が後援会となり活発に活動している。入団は小学校5年生から高校生までで、ときには女子も入団する。運営は月例運営委員会でなされる。

(昭和38年度の主な行事)

海洋少年団初級団員研修会	東京湾	3月
〃 野営大会	〃	11月
〃 全国大会	高松	8月
〃 班長研修会	野島・島ヶ崎信号所	4月、10月
定例運営委員会	保安本部	月1回

ほかに同様健民少年団、その他各種青少年団体の活動などがあるが割愛する。以上が、本市における青少年活動のきわめて概略であるが、さらに青少年活動をめぐって、いくつかの行政的配慮がなされているものを列举すると次のようになる。

(ク) 愛のパトロール活動

(ケ) 学校開放 170校

(コ) 子供の家・青少年の家・憩いの家・子供の遊び場の活用

(ク) 補導委員会活動、留守家庭児童保護育成活動、学校警察連絡活動、補導研修および活動

(シ) 各種指導資料の出版、家庭教育の勧奨など。 (教育委員会事務局社会教育課長)